

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/12/22 号 (No.671)

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

(1) 中国商標網のアカウント登録の変更のお知らせ

中国商標網は、2025年12月19日から統一認証システムアカウントによるログイン方法に変更し、従来のアカウントは使用停止となりました。

中国商標網を利用するためには、新たなユーザー登録が必要となります。海外ユーザーは、統一認証システム (CNIPA Government Service Platform) の英語ページ (「EN」を選択) をクリックし、ユーザー登録 (User Registration) を完了してください。

ユーザー登録には、実名、国籍、Email、認証コード (Email に送付される)、パスワード (8-16 文字、スペース不可、数字・文字・記号の組み合わせ) の入力が必要となります。

※システムが不安定な場合がありますので、上手く登録できない場合は、一定時間を置いてから再度お試しください。

(2) 日本語仮訳掲載のお知らせ

2025年10月31日に公布された「知的財産権民間経済発展促進実施弁法」の日本語仮訳を掲載しました。

○知的財産権民間経済発展促進実施弁法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20251111_1.pdf

2025年11月13日に公布された「専利審査指南の改正に関する決定」の日本語仮訳を掲載しました。

○「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20260101_1.pdf

2025年11月21日に公布された「商標使用管理強化に関する通知」の日本語仮訳を掲載しました。

○商標使用管理強化

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20251121_1_rev.pdf

◆お問い合わせ先

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 広州市、特許保護・活用を強化する新条例を制定 2026年2月施行(中国保護知識産権網 2025年12月16日)
2. 新疆ウイグル自治区、専利促進保護条例を改正(国家知識産権網 2025年12月16日)

○ 中央政府の動き

1. 工業・情報化部、製造業の知財強化を加速 産業チェーンの競争力底上げへ(国家知識産権網 2025年12月18日)
2. 中国、「知的財産強国建設発展報告書(2025年)」を公表 指数は131.8に上昇(国家知識産権網 2025年12月17日)
3. 国家知識産権局申長雨局長、フランス農業・食料主権相と会談(国家知識産権網 2025年12月13日)
4. 国家知識産権局、特許代理業界の重大違法行為を厳正処分(中国知識産権资讯网 2025年12月13日)
5. 中央経済活動会議、新興分野の知財保護とAIガバナンス強化を明確化(中国専利保護協会 Wechat公式アカウント 2025年12月12日)
6. 国家知識産権局、特許・商標代理業界で全国一斉点検を実施 自主点検と是正を要求(国家知識産権網 2025年12月11日)
7. 国家知識産権局、GUIを含む製品の意匠出願ガイドラインを公表(国家知識産権網 2025年12月5日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 福建・浙江・江西・安徽四省連携による知財成果活用を推進 南平市でイベント開催(国家知識産権網 2025年12月16日)
2. 福建省、特許侵害紛争の迅速・公正な解決へ 新たな業務指針を公表(中国保護知識産権網 2025年12月12日)
3. 上海、データ製品知財登録が定着 導入1年で経済価値195億元創出(中国保護知識産権網 2025年12月12日)

○ 司法関連の動き

1. 特許訴訟の乱発を「悪意ある訴訟」と断罪：最高人民法院、濫用抑止の姿勢明確化(中国知識産権资讯网 2025年12月17日)
2. 「漢語大詞典」著作権訴訟、和解を機に戦略提携 対立から協業へ(中国法院網 2025年12月9日)
3. 上海高等法院、懲罰的賠償適用典型事例を公表 故意・重大侵害への厳格対応を明確化(上海市高

級人民法院 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 12 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 市場監督管理部門が知財分野の取り締まりを強化 1~9月に39万件摘発(国家市場監督総局公式サイト 2025年12月12日)

【華北地域】

2. 「LABUBU」模倣品を水際阻止 北京税関、文化産業の海外展開を支援(中国知識産権资讯网 2025年12月17日)

【華東地域】

3. 上海・黄浦区、多元的調停で複合型知財紛争を処理 AI時代の商標侵害に対応(中国知識産権资讯网 2025年12月12日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 知的財産の活用で成長加速 北京・天津企業が示す新たな連携モデル(中国保護知識産権網 2025年12月12日)

○ 統計関連

1. 中国、特許ライセンス使用料データを初公開 取引評価と損害算定の指標に(国家知識産権網 2025年12月17日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 広州市、特許保護・活用を強化する新条例を制定 2026年2月施行★★★

イノベーションを成長の原動力と位置付ける広州市は、立法を通じて特許保護と活用の枠組みを抜本的に強化する。「広州市専利保護・促進規定」が2026年2月1日から施行され、特許行政の実効性向上と協調的な保護体制の構築を通じて、質の高い経済成長を支える法的基盤を整える。

20年以上にわたり運用されてきた従来の「広州市専利管理条例」は、技術革新の加速や産業構造の高度化に対応しきれなくなっていた。このため市人民代表大会常務委員会は、旧条例を全面的に改め、企業、大学、研究機関などの意見を幅広く取り入れた。高付加価値特許の不足、権利化期間の長期化、特許の事業化効率の低迷、紛争処理の煩雑さ、海外での権利行使の難しさといった主要課題を整理し、実効性を重視した対策を規定に反映させた。

新規定の柱の一つが、特許行政裁決制度の充実である。簡易手続を整備し、処理期限や救済手段を

明確化するとともに、悪意ある侵害申立てへの対応として、不侵害確認を求める行政裁決を制度化した。警告を受けた側が主管部門に判断を求めることを可能にし、行政裁決を通じて紛争の早期解決を図る。

中でも注目されるのが、仮差止め（仮処分）制度の新設である。行政裁決に先立ち、特許権者が侵害の存在と、放置すれば回復困難な損害が生じる恐れを示した場合、市の特許行政主管部門の予備的判断を経て、被申立人に対し侵害行為の即時停止を命じることができる。訴訟や手続の長期化によって市場機会を失う事態を防ぐ狙いだ。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 16 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202512/1994314.html>

★★★2. 新疆ウイグル自治区、専利促進保護条例を改正★★★

新疆ウイグル自治区でこのほど、「新疆ウイグル自治区専利促進・保護条例」（以下、条例）が自治区第 14 期人民代表大会常務委員会第 24 回会議で可決され、施行された。条例は全 8 章 46 条で構成され、権利者の正当な権益の保護と発明創造の奨励を柱に、専利（特許、実用新案、意匠）制度の総合的な整備を図る内容となっている。

条例は、「創造の奨励」「効果的な活用」「法に基づく保護」「科学的な管理」を基本原則に掲げ、専利の創出、活用、保護、管理、サービスといった複数の視野から一連の新施策を盛り込んでいる。専利政策を数量重視から質重視へ、出願中心から活用重視へと転換することを明確に打ち出し、イノベーションの実効性を高める制度設計となっている。

今回の改正は、新時代の知財政策の要請を踏まえ、現場の課題に即した制度改革を重視している。特許の全ライフサイクルにわたる保護を強化し、高品質な創出、高効率な活用、高水準の保護を通じて、イノベーション主導型の発展を法制度面から支える狙いがある。

自治区当局は今後、条例の周知と着実な運用を進めるとともに、シルクロード経済ベルトにおける新疆の知財活動の強化に向け、制度の実効性を一層高めていく方針だ。

（出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 16 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/16/art_57_203093.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 工業・情報化部、製造業の知財強化を加速 産業チェーンの競争力底上げへ★★★

中国工業・情報化部（MIIT）はこのほど、製造業における知的財産権を軸とした産業チェーン強化の取り組みを着実に進めていると明らかにした。近年、同部は知財の創出・活用・保護を一体的に推進し、製造業の高付加価値化と競争力向上を後押ししている。

具体的な取り組みとして、重点分野に焦点を当て、特許を中心とする知的財産の戦略的配置を強化し、産業チェーン全体の基盤を固めている。また、知財の普及と応用を重視し、研究成果の実用化や事業化を促進することで、知的財産の転化効果を高めている。

さらに、企業の技術革新を支える知財サービス体制を整備し、研究開発から市場投入までを一貫し

て支援する仕組みを強化することや、国内外の交流と協力を深化させ、知的財産保護をめぐる制度環境の最適化を進めることに取り組んできた。

同部は今後、関係各方面との実務的な協力を一層深め、イノベーションを尊重し、成果の円滑な転化を促す知財保護・活用の新たな枠組みを構築する。製造強国、ネットワーク強国の実現に向け、製造業を支える知的財産基盤をさらに強化していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2025年12月18日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/18/art_55_203157.html

★★★2. 中国、「知的財産強国建設発展報告書（2025年）」を公表 指数は131.8に上昇★★★

中国政府は、知的財産強国の建設を加速させるため、「知的財産強国建設綱要（2021～2035年）」および「第14次五カ年国家知的財産保護・活用計画」に基づき、「知的財産強国建設発展報告書（2025年）」を取りまとめ、公表した。報告書は、国家知的財産強国建設活動合同会議の弁公室が関係機関と共同で作成したものである。

同報告書は、知的財産強国建設に関する全体目標の進捗状況を整理するとともに、これまでに得られた主な成果を総括し、現在の発展段階を評価した上で、今後直面する課題や将来の方向性について分析している。それによると、中国の「知的財産強国建設指数」は前年から6.3ポイント上昇し、131.8ポイントとなった。地域別に算出した知的財産発展指数の平均値も継続的に上昇し、81.73ポイントに達している。

報告書の全文は、国家知識産権局の公式サイトで公開されており、閲覧およびダウンロードが可能である。

(出典：国家知識産権網 2025年12月17日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/17/art_1411_203122.html

★★★3. 国家知識産権局申長雨局長、フランス農業・食料主権相と会談★★★

12月5日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は北京で、フランス農業・食料主権相のアニー・ジュヌヴァール氏一行と会談した。申局長は、前日の中仏首脳会談で両国関係の発展に向けた重要な方向性が示されたことに触れ、首脳レベルの戦略的な後押しが知財分野、とりわけ地理的表示に関する協力を進める指針となっていると強調した。

申局長はまた、昨年の中仏地理的表示協力議定書の更新以降、双方は緊密に連携し、具体的な成果を挙げてきたとし、今後は、首脳会談の成果を着実に実行し、地理的表示分野での交流と協力をさらに深め、両国国民により大きな利益をもたらしたい考えだと述べた。

これに対しジュヌヴァール氏は、フランス側は中国国家知識産権局との地理的表示分野での協力を重視しており、関連製品の保護強化について幅広い共通認識があると指摘した。さらに、近年の双方の協力が実質的かつ成果に富んだものであったと評価した上で、今後のさらなる発展に期待を示した。

会談では、両国の地理的表示保護の最新動向、制度の整備状況、将来の協力の方向性などについて、

率直な意見交換が行われた。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 13 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/13/art_53_203068.html

★★★4. 国家知識産権局、特許代理業界の重大違法行為を厳正処分★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 11 日、特許代理分野における重大な違法行為に対する行政処分決定書 5 件を公表し、業界秩序を著しく乱した行為に厳正な措置を講じた。処分内容は、特許代理機関 4 社に対する業務許可の取消しと、現職の特許代理師（弁理士）1 人に対する資格取消しである。関係する 5 者（個人・機関）は、いずれも市場監督管理局の「重大違法・信用失墜者リスト」に登録された。

公表資料によると、処分対象となった特許代理師は、正当な権限を有しないにもかかわらず、出願人の電子印鑑を偽造し、虚偽の特許を作成していた。偽造した電子印鑑を用いて出願人名義で 6 件の特許出願を行い、さらにこれらの特許を無断で第三者に譲渡することで、不正な利益を得ていたという。

また、処分を受けた 4 社の特許代理機関については、いずれも「技術革新の保護を目的としない不適切な特許出願」を大量に代理していたことが確認された。このうち 1 社は、こうした不適切な出願を 7866 件も取り扱っていたとされる。

処分決定書では、行政処分を受けた後も同様の不適切な出願を繰り返した事例のほか、フランチャイズ方式で多数の支店を展開しながら十分な管理責任を果たしていなかったケース、さらには、実際には勤務していない複数の特許代理師が在籍しているように装う、いわゆる「名義貸し」の行為なども指摘された。CNIPA は、これらの行為が特許審査業務に深刻な支障を及ぼし、業界の健全な秩序を損なうだけでなく、依頼人の正当な利益を著しく害するものだとして、強く問題視している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 13 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144779

★★★5. 中央経済活動会議、新興分野の知財保護と AI ガバナンス強化を明確化★★★

中国の 2026 年の経済政策方針を決める中央経済活動会議が 12 月 10 日から 11 日にかけて北京で開催された。会議は、企業をイノベーションの中核的主体として位置付ける方針を改めて示すとともに、新興分野における知的財産権保護制度の整備と、人工知能 (AI) ガバナンスの充実を打ち出した。新興分野の知的財産保護に言及したのはこの 5 年間で初めてである。

会議は、イノベーション主導型発展を堅持し、新たな成長エンジンの育成を加速する必要性を強調した。教育・科学技術・人材を一体的に推進する発展計画を策定し、京津冀（北京・天津・河北）、上海（長江デルタ）、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）における国際的な科学技術イノベーション拠点の整備を進める方針である。企業の技術革新における主体性の強化を図るとともに、新興分野における知的財産権保護制度の整備に取り組む。サービス業の能力拡大と質向上に向けた行動計画を策定し、重点産業のサプライチェーンに対して新たな高品質発展を促す施策

を実施するという。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 12 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/BfXICFvzoYx-C4SsIM-Tqw>

★★★6. 国家知識産権局、特許・商標代理業界で全国一斉点検を実施 自主点検と是正を要求★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）弁公室はこのほど通知を出し、全国の特許代理機関、商標代理機関ならびに関連代理業務を営む法律事務所を対象に、重点 8 項目について全面的な自主点検と是正を実施するよう求めた。点検は、各代理機関およびそのすべての支店、所属する特許代理師（弁理士）、商標代理従事者全員を対象とする。

重点点検項目は①業務許可や届出要件を満たしていない行為、②特許代理師によるいわゆる「名義貸し」行為、③代理師の署名責任の不履行、④代理資格の貸与・転貸、⑤不正常な特許出願への関与、⑥悪意ある商標出願の代理、⑦虚偽申請などの不正行為、⑧不当な手段による顧客獲得行為の 8 点である。各省レベルの知財管理部門は管轄内の代理機関に対し、項目ごとの全面的な自己点検と期限付きの是正を実施することが求められている。

国家知識産権局は、是正期間を過ぎても基準を満たさない機関や関係者に対しては、法令に基づき厳正に対処し、業務資格の取消しや停止を行う方針を示している。一方で、指導や教育を通じて代理機関のコンプライアンス意識と誠実な業務姿勢を高め、特許・商標代理業界の健全で秩序ある発展につなげる考えだ。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/11/art_75_203044.html

★★★7. 国家知識産権局、GUI を含む製品の意匠出願ガイドラインを公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、公式サイト上で「グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）を含む製品の意匠出願ガイドライン」を公表した。GUI を含む製品の意匠制度の適切な活用を支援するためのもので、関連する企業や研究機関などのイノベーション主体に向けた参考資料として位置付けられている。

同ガイドラインは▽意匠が認められる一般的要件、▽出願書類の作成要件、▽単一出願として提出できる具体的なケース、▽実務上の注意事項—の 4 章で構成されている。

GUI を含む製品の意匠制度の導入以降、イノベーション主体は意匠を通じて GUI デザインの創作成果を保護することが可能となっている。今回のガイドラインは、GUI を含む製品の意匠の特徴や出願実務のポイント、代表的な事例を分かりやすく整理することで、制度への理解を深め、出願書類や審査対応の質の向上を促す狙いがある。国家知識産権局はこのガイドラインを通じて、意匠制度のさらなる整備を進める方針だ。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 5 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/5/art_66_202950.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 福建・浙江・江西・安徽四省連携による知財成果活用を推進 南平市でイベント開催★★★

第7回「福建・浙江・江西・安徽4省の境界地域における応用型大学連盟科技成果（知的財産）転化オークションおよびプロジェクト発表・紹介会」が福建省南平市で開催された。4省から知的財産主管部門、高等教育機関、企業、知的財産代理機関の関係者ら約140人が参加した。

会場では「ダブル五星」特許の紹介コーナーが設けられ、高品質特許32件が集中的に公開された。このうち、茶や竹など地域の特色産業分野で優位性を有する7件の「ダブル五星」特許が企業から高い関心を集め、今後の産業化に向けた連携の基盤を築いた。

併せて科技成果（知的財産）の公開オークション、重点プロジェクトのプレゼンテーション、協力協定の調印式が行われた。技術成果11件が競売に付され、10件のプロジェクトがプレゼンテーションを実施したほか、産学研連携プロジェクト8件と特許オープンライセンス案件6件がその場で契約を締結した。対象分野は、新材料、スマート製造、現代農業など複数の戦略的新興分野に及んだ。

イベントは、4省の境界地域におけるイノベーション協力を深化させ、知的財産の広域的・協調的活用モデルを模索する重要な実践である。今後、福建省は大学・研究機関における既存特許の活用促進を継続的に進めるとともに、広域連携による協同保護のエコシステムを整備し、より円滑で効率的な知的財産転化のルートを構築することで、4省の境界地域における産業転換・高度化と質の高い発展に向け、知的財産の原動力を持続的に注入していく方針である。

（出典：国家知識産権網 2025年12月16日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/16/art_57_203098.html

★★★2. 福建省、特許侵害紛争の迅速・公正な解決へ 新たな業務指針を公表★★★

福建省市場監督管理局（知識産権局）はこのほど、「特許侵害紛争に関する行政裁決業務指針」を公表した。法定職責の着実な履行や業務手法の革新、技術的支援体制の強化などを柱とし、特許侵害紛争への行政裁決能力を向上させ、制度運用の一層の充実を図る。

同指針では、技術調査官制度の整備加速を明確に打ち出した。さらに、書面審理の活用、オンライン公告による送達、争いのない事実の整理・登録、特許侵害紛争と特許無効審判の連携審理など、新たな運用モデルの構築を推進する。

福建省では近年、行政裁決手続きの標準化を継続的に推進してきた。司法当局や裁判所との連携した試行を実施し、技術調査官の協力体制を整備。2024年以降、同局は計165名の技術調査官を委嘱し、254件の知的財産権行政事件への関与を実現している。特許侵害紛争の行政裁決の立案件数は1156件に上り、前年比32.3%の大幅な増加を示した。

同局は今後も、制度改善を継続して推進する方針である。特許侵害紛争の迅速かつ公正な解決を通じ、ビジネス環境の整備と地域の高品質発展への貢献を一層強めていく構えだ。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 12 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202512/1994286.html>

★★★3. 上海、データ製品知財登録が定着 導入 1 年で経済価値 195 億元創出★★★

上海市知識産権局によると、データ製品を対象とする知的財産権登録制度は導入から 1 年を迎え、市場主体による利用が着実に広がっている。12 月 7 日時点で、登録申請は累計 1203 件を超え、このうち 802 件について登録証書が交付された。

制度の定着とともに、経済効果も顕在化している。11 月末までに、287 件のデータ製品が実施許諾を通じて 48 億元（1 元は約 22.1 円）以上の収益を計上したほか、166 件は各取引機関で総額 34 億元超の取引実績を記録した。さらに、365 件のデータ製品がサービス利用料として 113 億元以上の収入を生み出し、登録済みデータ製品知的財産が創出した経済価値の総額は 195 億元に達した。加えて、14 社がデータ製品の知的財産権を担保として、総額 3 億 5500 万元の融資を受けている。

制度上の特徴として、上海は申請対象となるデータ製品の「知的財産としての性質」について実体審査を行っている。具体的には、「実質的な加工」が行われているか、「創造的な労働」が投入されているかを重点的に確認し、その上で行政機関が登録証書を交付する仕組みである。

登録サービスの高度化と権利保護の強化に向け、市知識産権局は上海知識産権法院および北京知識産権法院と連携し、データ製品知的財産権に関する実体審査基準の検討を進めている。さらに、市高級法院や市検察院とも協力し、登録証書を司法手続きの中でどのように活用するかについて連携を深め、データ分野における知的財産権保護の実効性向上を図っている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 12 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202512/1994294.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 特許訴訟の乱発を「悪意ある訴訟」と断罪：最高人民法院、濫用抑止の姿勢明確化★★★

ドライブレコーダーを巡り、競争相手に対して特許訴訟を繰り返し提起した行為が「悪意ある知的財産訴訟」に該当するとして、最高人民法院知的財産法廷はこのほど、原告の請求を全面的に認める終審判決を言い渡した。判決は、被告側に対し、損害賠償として 100 万元（1 元は約 22.1 円）の支払いを命じた。

判決によると、被告である深セン市の二社およびその実質的支配者らは、過去に取得した 6 件の特許を根拠に、3 回にわたり、本件訴訟の原告を相手取って計 18 件の特許侵害訴訟を提起していた。しかし、これらの訴訟はいずれも勝訴には至らず、一部の特許については無効と判断されている。

裁判所は、特許の取得経緯、提訴の時期や回数、訴訟行為の合理性などを総合的に検討した。その結果、被告側が、権利や事実の基礎を欠くことを認識しながら、司法手続を利用して競争相手の事業活動を妨害していたと認定し、これを訴権の濫用に当たる悪意ある訴訟であると結論付けた。

本件は、特許権の正当な保護と訴訟濫用の抑止とのバランスを明確に示した典型例である。最高人民法院が、悪意ある知的財産訴訟に対して「全面賠償」の原則を適用し、市場における公正な競争秩

序を守る姿勢を鮮明にした点で、今後の実務に重要な指針を示す判決といえる。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 12 月 17 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144817

★★★2. 「漢語大詞典」著作権訴訟、和解を機に戦略提携 対立から協業へ★★★

広州知識産権法院でこのほど、中国の代表的辞書「漢語大詞典」を巡る著作権侵害訴訟が、調停による和解で解決した。注目されるのは、原告である上海の辞書会社と、被告である著名な教育系テクノロジー企業が、単なる和解にとどまらず、5 年間に及ぶ戦略的協力契約を締結し、法廷での対立関係を事業パートナーへと転換させた点にある。

問題の発端は今年 5 月、辞書会社が、当該テクノロジー企業の学習端末に搭載された「辞書」アプリが、「漢語大詞典」の内容を大量に無断使用しているとして、約 1000 万元（1 元は約 22.1 円）の損害賠償を求めて提訴したことにある。担当裁判官は、事実関係や権利帰属は明確であるとしながらも、侵害の停止や賠償命令のみによる解決は、多数の学習端末利用者の利便性や、企業の技術革新に悪影響を及ぼすおそれがあると判断し、調停による解決を選択した。

調停の初期段階では、賠償額を巡る主張の隔たりが大きく、協議は難航した。しかし、裁判官が両社の強みと課題に着目し、辞書会社は権威あるコンテンツを有する一方でデジタル展開に課題を抱え、テクノロジー企業は高度な技術基盤を持ちながら良質なコンテンツを必要としているという補完関係を明確にしたことで、交渉は大きく前進した。調停の軸は「紛争の解決」から「協業の創出」へと転じ、法廷は将来のビジネス連携を構想する場となった。

最終的に、テクノロジー企業は適切な補償を行い、正式な利用許諾を取得するとともに、利用数に応じた対価を支払う長期契約を締結した。今後は、基礎教育向けデジタル教材の共同開発など、より幅広い分野での協力も検討されている。この和解は、両社間で係争中であった他地域の案件も一括して解決する効果をもたらし、「紛争の終結と相互利益の実現」を同時に図る司法の理念を具体的に示した事例といえる。

(出典：中国法院網 2025 年 12 月 9 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/12/id/9104726.shtml>

★★★3. 上海高等法院、懲罰的賠償適用典型事例を公表 故意・重大侵害への厳格対応を明確化★★★

上海市高級人民法院（高裁）は 12 月 12 日、Wechat 公式アカウントを通じて「上海法院における知的財産権侵害の懲罰的損害賠償を適用する典型事例および裁判要旨」を公表した。2024 年以降に確定した裁判例を整理し、懲罰的賠償を適用した 10 件を典型事例として選定した。

今回の公表は、故意性が高く、情状が重大な知的財産権侵害が依然として後を絶たない現状を踏まえ、実務で参照可能な判断枠組みを提示するとともに、損害賠償判断の質を高めることを目的としている。

典型事例には、商標の先取り登録によって重要な取引機会を奪った場合の賠償基数の算定、オンラ

インゲームによる小説翻案権の繰り返し侵害、把握できた侵害利益の一部を基礎とする賠償算定などが含まれる。さらに、商標無効後も類似商標の出願・使用を続けた悪意侵害、オンライン・オフラインで複数の販売ルートがある場合の賠償基数認定、懲罰的賠償と法定賠償の同時適用も示された。

このほか、フランチャイズ全体による侵害、侵害者の役割や主観的状态の変化を踏まえた賠償基数判断、異なる主体による同一権利への侵害に対する懲罰的賠償適用、正規販売代理店による商標権侵害における主観的故意の認定など、多様な類型が網羅されている。

上海高裁は、これらの事例を通じて懲罰的賠償制度の適用基準を一層明確にし、悪質な知的財産権侵害に対する抑止力の強化を図る姿勢を鮮明にした。

(出典：上海市高级人民法院 Wechat 公式アカウント 2025 年 12 月 12 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/l4yvvoiIZ2s80NJ0ptnmTA>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 市場監督部門が知財分野の取り締まりを強化 1～9 月に 39 万件摘発★★★

中国の市場監督管理部門は、今年 1～9 月にかけて、知的財産権の侵害行為などを対象とした各種の特別取締りを実施し、重点分野や重点商品、重点市場に対する監視管理と取締りを強化した。法執行による抑止力を高めることで、権利者や消費者の正当な権益を保護し、市場秩序の維持と良好なビジネス環境の整備を図った。

この期間に実施された各種の特別行動により、関連事案は計約 39 万件が摘発された。このうち、商標権侵害や特許詐称などに関連する事案は約 2 万 7000 件に上った。また、侵害・模倣行為が多発する事業者や販売拠点を重点対象として、延べ約 5 万 4000 回に及ぶ現場での取締りが行われた。

市場監督部門は今後も、知的財産権侵害への対応を強化し、市場の健全な発展を支える姿勢を示している。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2025 年 12 月 12 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_e49e37d7f25d46be8d91101093cd578a.html

【華北地域】

★★★2. 「LABUBU」模倣品を水際阻止 北京税関、文化産業の海外展開を支援★★★

中国のアートトイブランド「POP MART (ポップマート)」が展開する人気キャラクター「LABUBU (ラブブ)」が世界的な注目を集める一方で、関連する知的財産権侵害も顕在化している。こうした状況を受け、北京税関は今年、文化クリエイティブ産業の海外展開を支援する観点から、企業の実情に即した知的財産保護措置を本格的に推進してきた。これらの取り組みは 10 月、中国の「知的財産強国」建設に関する第 4 次典型事例の一つに選定された。

北京税関によると、今年に入り、旅客の携帯品、一般貨物、国際宅配便など複数のルートを通じて、ポップマートの知的財産権を侵害する商品の国外流出が相次いで確認された。北京税関は専任チームを設置し、20 回以上にわたりポップマートと直接協議を重ねた。その結果、同社の税関知的財産

登録件数は、従来の1件から206件へと大幅に増加した。あわせて、知的財産税関保護に関する一括担保制度を活用することで、年間数百万円規模の権利保護コスト削減を実現した。

侵害品の生産地や通関地が全国各地に分散している実態を踏まえ、北京税関は地域を越えた連携体制を構築した。全国の主要税関に対し140件を超える「POP MART」関連侵害情報を通報し、重点的な取締りを要請することで、執行力の強化を図った。今年1月から9月までの間に、北京税関だけで約11万4千点の侵害疑い商品を差し止め、全国の税関と連携して数百万点規模の模倣品の流通を未然に防いだ。

ポップマートへの支援は、北京税関が文化クリエイティブ産業の「海外進出」を後押しする取り組みの一端にすぎない。同税関は今年、アニメ映画「ナーザの魔童大暴れ」をはじめとする56件の関連IPについても税関保護登録を指導した。1～3四半期の新規登録件数は937件と前年同期比で大幅に増加しており、中国の文化クリエイティブブランドが国際市場で競争力を高めるための知財保護体制が着実に整えられつつある。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年12月17日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144797

【華東地域】

★★★3. 上海・黄浦区、多元的調停で複合型知財紛争を処理 AI時代の商標侵害に対応★★★

上海市黄浦区市場監督管理局はこのほど、「人民調停・行政調停・司法確認」を組み合わせた多元的紛争解決メカニズムを活用し、人気キャラクター「マイルトルポニー」を巡る商標侵害紛争を円滑に解決した。二次元文化と人工知能(AI)技術の融合が進む中、先端技術を伴う知的財産権紛争への実践的対応として注目されている。

紛争は、米玩具大手ハズブロ社が、誕生日会の企画サービスを手掛ける企業による「マイルトルポニー」関連画像の無断使用を申し立てたことから始まった。調査の結果、当該企業は商談資料や招待状、会場装飾、SNSなどにおいて登録商標を直接使用していたほか、AIツールを用いて原画像を加工・改変し、極めて類似した画像を生成・使用していたことが確認された。これにより、著名キャラクターの商業的信用に便乗し、混同を生じさせていたと判断された。

黄浦区市場監督管理局は、本件を「従来型の商標権侵害」と「AI技術を用いた混同惹起行為」が併存する複合事案と位置付け、「行政調停と人民調停を連動させた協同モデル」を適用した。行政調停では、事実関係が明確な商標侵害行為を中心に、侵害の停止、標識使用の是正、損害賠償額について合意が形成され、調停協議書が締結された。賠償額は、同区における二次元分野の知的財産権行政調停として過去最高水準となった。

一方、AI生成による派生コンテンツを巡る新たな論点については、黄浦区知的財産紛争人民調解委員会の専門調停員が関与し、技術的特性や著作権の境界、業界における一般的認識を踏まえた協議を重ね、当事者間の認識の隔たりを解消した。

今回の協同調停モデルは、従来型侵害への迅速な対応と、先端技術に伴う新領域の紛争解決を両立させ、商標侵害とAI関連争議をワンストップで処理する枠組みを示したものである。企業の権利行

使に伴う負担を軽減するとともに、AI 時代の新たな知的財産紛争に対応する黄浦区の制度的工夫と実務上の有効性を明確に示した。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 12 月 12 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144758

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 知的財産の活用で成長加速 北京・天津企業が示す新たな連携モデル★★★

知的財産は、ハイテク企業の持続的成長を支える中核的な経営資産である。しかし、高額な研究開発費や成果を事業化するまでの長い時間は、多くの企業にとって大きな壁となってきた。こうした課題に対し、北京と天津の企業が知的財産の活用手法を工夫し、実践的な解決策を打ち出している。

北知（天津）知的財産運営管理有限公司は、大学や研究機関が保有する特許技術を「先に利用し、後に対価を支払う」方式で導入できる「先用後付」モデルを打ち出した。あわせて、「共同開発・収益分配」を軸とする産学連携も積極的に進め、企業が先端技術を低リスクで活用できる環境づくりを進めている。

天津市の智空摯城智能科技有限公司は、特許のオープンライセンス制度を通じて天津師範大学のドローン関連技術の使用許諾を取得した。これにより、従来必要とされていた約 100 万元（1 元は約 22.1 円）の開発費用と 1～2 年の研究期間を大幅に削減したという。現在、同大学の技術 4 件が実用化に向けた検証段階にあり、今後は共同開発の拡大を目指す。

バイオ医薬分野では、雲飛生物薬業有限公司が天津師範大学と連携し、宝坻産ニンニクを用いたウイルスフリー育種技術の実用化に取り組んでいる。同社は産業化を見据え、新たな研究開発・生産拠点の整備を進めている。

北知社は、北京が有する技術と人材、天津での実装力を結び付ける協業モデルのもと、特許戦略の策定、権利保護、知的財産権を担保とする融資などを包括的に支援してきた。これまでに天津で 49 件の特許オープンライセンスを実現し、生物医薬やスマート製造分野を中心に 30 社超へ金融支援を提供、知的財産権担保融資の残高は 1 億元を超えている。(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 12 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202512/1994295.html>

○ 統計関連

★★★1. 中国、特許ライセンス使用料データを初公開 取引評価と損害算定の指標に★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、2020 年から 2024 年にかけて締結された特許実施許諾（ライセンス）契約に関する使用料データを公表した。知的財産ライセンス取引における評価や価格設定の参考資料として、また権利侵害訴訟における損害賠償額算定の基礎資料としての活用が期待される。

今回公表されたデータは、同局に登録された特許等の実施許諾契約を対象とし、使用料の支払方法、取引金額、ロイヤルティ率などの主要項目を集計したものである。2024 年の契約件数は 2 万 7076 件

に達し、対象となった専利（特許、実用新案、意匠）は計 5 万 4863 件であった。このうち特許が約 4 割を占め、1 件の契約あたりに含まれる専利は平均 2 件であった。

使用料の支払方法別に見ると、定額または金額換算が可能な方式の契約が全体の 27.4%を占め、契約総額は約 127 億円（1 元は約 22.1 円）に上った。1 件当たりの平均金額は約 170 万円で、平均許諾期間は 2.8 年であった。一方、売上高などに連動するロイヤルティ方式の契約は約 4%にとどまり、平均許諾期間は 3.8 年であった。また、無償での実施許諾契約は全体の 68.5%を占めている。

さらに、同データは国家統計局の産業分類基準に基づき、専利と国民経済の各産業との対応関係を整理した上で、産業別に集計されている。国家知識産権局は、今回のデータ公開を通じて、専利取引の透明性を高めるとともに、実務における合理的かつ客観的な評価の促進を図る考えだ。

（出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 17 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/17/art_55_203106.html

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確

性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved